

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成15年10月20日（月）午後3時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員 井関和彦 委員 星川一治 委員 飯尾育子
委員 山口千穂 委員 砂田政輝 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 藤岡 澄	指導部長 一色 光
文化スポーツ部長 西山修一	教育総務課長 保木俊司
生涯学習課長 中川敬三	全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦
義務教育課長 堺 雅子	高校教育課長 平岡長治
人権教育課長 高須賀康夫	障害児教育課長 鈴木公生
文化振興課長 後藤佳一	文化財保護課長 池川孝文
保健スポーツ課長 南 新平	

6 会議の概要

(1) 開会

井関委員 午後3時30分開会を宣する。

井関委員 委員長の任期満了及び委員長職務代行者の退任に伴い、委員長選挙までの間、議事進行を行うことについて各委員の了解を得る。

(2) 委員就任あいさつ

砂田委員 委員就任のあいさつを行う。

(3) 委員長選挙及び委員長職務代行者の指定

井関委員 委員長の任期満了に伴い委員長選挙を行うことを宣する。

井関委員 選挙は、指名推薦の方法を採ることを提案する。

全委員 異議ない旨答える。

井関委員 指名推薦の方法を採ることを決定し、指名推薦を求める。

星川委員 井関委員を推薦する旨述べる。

井関委員 井関委員を委員長とすることについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

井関委員 井関委員の委員長就任を宣する。

委員長 委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。

委員長 星川委員を委員長職務代行者に指定することを提案し、意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 星川委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。

(4) 委員長及び委員長職務代行者あいさつ

委員長 委員長就任のあいさつを行う。

星川委員 委員長職務代行者就任のあいさつを行う。

(5) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(6) 教育長報告

委員長 教育長からの報告を求める。

平成15年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成15年9月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

○平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果の概要について

高校教育課長 平成16年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、採用候補者数、競争倍率及び年齢制限緩和に伴う合格者について報告する。

砂田委員 学力検査も重要であるが、多種多様な人材を確保できるような選考方法について検討して欲しい旨意見を述べる。

教育長 今年度の選考試験から面接官に教員に加えて行政職の職員も参加し、多角的な人物評価ができるように改善した。来年度以降についても選考方法を引き続き検討し、いい方法があれば改善していきたい旨説明する。

(7) 議事

ア 議案審議

委員長 議案第56号を上程する。

○議案第56号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化をはかるため、愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 来年度から宇和高校の商業科の入学募集を停止することについて説明し、今後とも少子化の進行による生徒減少に伴い、単なる学級

減だけでなく、学科等の再編についても検討したい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第57号を上程する。

○議案第57号 愛媛県硬式庭球場管理規則を廃止する規則について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、この規則を廃止する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第58号を上程する。

○議案第58号 愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県武道館に新たに整備するコンポジットパネル及びフォークリフトの使用料を定めるため、この規則の一部を改正しようとする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 コンサートなどを開催する場合のコンポジットパネル等の使用料について質問する。

保健スポーツ課長 1回あたり約5万円程度になる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第59号を上程する。

○議案第59号 平成16年度愛媛県県立中学校入学者選考実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第41条の3の規定により、平成16年度愛媛県県立中学校入学者選考実施要項を定める原案の説明をするとともに、同要項で教育長に委任されている抽選の方法等について、委員の意見を伺いたい旨述べらる。

委員長 原案及び抽選の方法等について意見を求める。

砂田委員 昨年度の選考実施後の小学校や保護者などの反応について質問する。

高校教育課長 生徒や小学校長へのアンケートでは、抽選における過

度な緊張を緩和する方策について検討する必要があるとの意見があり、保護者へのアンケートでは、抽選について何らかの改善が必要であり、工夫を求めるとの意見があった。県教育委員会事務局としては、このような意見を踏まえ、くじ引きは生徒本人にではなく、中学校長に行わせるなど、生徒の緊張を少しでも和らげる方法を検討したいと考えている旨説明する。

教育長 全国的に見ると、選考方法としては4通りあり、これらを検討したが、いずれもベストなものは見当らない。抽選は、検討委員会で検討したところ必要なものとして導入したものであり、継続したい。他県では最後に結果を一括して公表しているところもあるが、透明性という点では問題があるので、抽選の方法を改善することにより対応したい旨説明する。

委員長 昨年度の選考において、定員内の番号を引きながら35人枠の適用により入学できなかった人数について質問する。

高校教育課長 今治東中学校においては、桜井中学校の入学候補者のうち10名、宇和島南中学校においては、城東中学校の入学候補者のうち14名が適用となり入学できなかった旨説明する。

委員長 生徒に過度の緊張を強いなくするためにどうするかということは、抽選方法の改善を検討するにあたって重要なポイントである旨意見を述べる。

山口委員 抽選などの合否の決定方法にはどうしても保護者等の不平はつきものであり、受験するにあたっては、保護者と児童が十分に話し合い、制度を十分理解して受験してもらうことが必要である旨意見を述べる。

教育長 今日の意見を参考に抽選の方法について引き続き検討したい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第60号を上程する。

○議案第60号 平成16年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成16年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第61号を上程する。

○議案第61号 平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 愛媛県立学校管理規則第57条第2項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第62号平成15年度愛媛県教育文化賞受賞者については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

委員長 議案第62号を上程する。

○議案第62号 平成15年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成15年度の同賞受賞者3名を決定する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

イ 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した中学校長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づ

き専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(8) 閉 会

委員長 午後 5 時10分閉会を宣する。